

❁ 被扶養者調査表の提出にご協力ください ❁

毎年12月は、被扶養者の認定状況の確認をさせていただいております。
今年も、12月15日付で、事業所様に『被扶養者の認定状況の確認(検認)について』の書類をお送りしました。

お願い

提出の際は、[要綱]及び[提出書類]をご確認のうえ添付書類の漏れのないよう令和6年2月9日(金)までの調査表の提出にご協力をお願いいたします。

*調査表は、書類が整った方から順次お送りください。

❁被扶養者認定基準に該当しない方は、被扶養者から外す手続きを早急にしてください。

- ① 就職等で被保険者資格を取得した方。
- ② 収入超過や生計維持関係が認められない方。
- ③ 今年税法上の扶養控除から外れた方で、年収130万円(60歳以上及び障害者は180万円)を超えた方。

確認して
ください

❁ 資格取得届時等の住所情報の記載について ❁

令和5年12月8日施行の健康保険法施行規則改正省令により、加入者が速やかに医療機関等でオンライン資格確認を受けられるよう、健康保険組合は資格取得時に加入者の住民票上の住所情報を把握することが義務付けられました。

これに伴い、『資格取得届』『被扶養者異動届』『任意継続被保険者資格取得届』等の住所欄には、【住民票に記載の住所】の記入が必須化されました。

また、氏名(漢字・読み仮名)についても【住民票に記載の氏名】の記入をしていただきますようご協力をお願いいたします。

🎅 年末年始休業のお知らせ 🎅

❁ 令和5年12月30日(土)から令和6年1月4日(木)までお休みさせていただきます。
毎年お願いしていますが、保険証等の手続きはお早めに！(郵送に日数がかかります。)
提出前に… 記載内容は間違いはないか？ 添付書類のものはないか？ もう一度確認を！

あなたをはじめよう 適正受診

医療費の無駄を省くといっても、具合が悪いのに受診せずに我慢することではありません。
医療の受け方を見直すだけでなく、薬のもらい過ぎに注意するなど、一人ひとりのちょっとした心がけが制度を守ります。